

公益社団法人 物理オリンピック日本委員会

物理チャレンジ参加費規程

令和2年6月27日 理事会承認
改定 2023年12月16日 理事会承認

(目的)

第1条

本規程は、物理チャレンジの参加費に関する必要事項を定める。

(金額)

第2条 第1チャレンジの参加費は2,000円とし、第2チャレンジの参加費は10,000円とする。

2. それぞれの金額は、参加募集開始前に募集要項やホームページ等で広く周知する。
3. 参加費の改訂は、理事会の議決をもって行うものとする。

(支払い方法)

第3条 参加者は、第2条で定められた金額の参加費を、指定された期日までに、指定された方法で前納しなければならない。指定された期日までに前納しなかった者は物理チャレンジに参加することができないものとする。

(参加者の受益)

第4条 参加費を支払った参加者は、以下の便益を受けることができる。

(1) 第1チャレンジの参加費を支払った者

- (a) 理論コンテストに参加し、また実験課題レポートを提出することができる。
- (b) 問題冊子、模範解答、成績、および評価コメントを受け取ることができる。
- (c) 第2チャレンジに進出できない者は、First Step 研修を受講することができる。

(2) 第2チャレンジの参加費を支払った者

- (a) 第2チャレンジ期間中の宿泊および飲食を賄われる。
- (b) 理論および実験コンテストに参加し、また、期間中の諸行事に参加することができる。
- (c) 問題冊子、成績、および模範解答を受け取ることができる。
- (d) 国際物理オリンピック日本代表選手候補者に選ばれない者は、Step Up 研修を受講することができる。

(返金条件)

第5条 第1チャレンジ、および第2チャレンジの参加費の返金の条件は下記の通りとする。

- (1) 第1チャレンジの参加費は、病気など自己都合で参加できなかった場合でも、災害や伝染病等でコンテストが実施できなかった場合でも返金されない。ただし、第4条に記載の参加者受

益のうち可能なものを受けることができる。

- (2) 第2チャレンジの参加費は、病気など自己都合で参加できなかった場合には返金されないが、災害や伝染病等で第2チャレンジが実施できなかった場合には全額返金されることとする。ただし、短縮日程での第2チャレンジに参加した場合には、その一部が返金されることとする。いずれの場合にも、第4条に記載の参加者受益のうち可能なものを受けることができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決をもって行うものとする。

附則 この規程は、令和2年6月27日から施行する。